

北里大学東病院から北里大学病院への病床移動について

1 経過

- 学校法人北里研究所では、相模原市（相模原二次保健医療圏）にある北里大学病院については、現行のままでは理想の医療を支えることが難しくなるため、平成 32 年（2020 年）4 月を目途に、北里大学東病院の機能の一部（413 床中の 102 床・一般病床 60 床、精神病床 42 床）を北里大学病院に移動する計画がある。
- このため、同法人から相模原市に対して、平成 31 年 3 月に着工できるよう平成 31 年 2 月末までに、開設許可事項の変更手続きを完了したいとの意向が示された。
- なお、同法人では、今回の病床移動後、参考資料のとおり平成 37 年（2025 年）までの間に、精神病床 50 床を残し、病床機能の一部を変更しつつその他すべての病床（311 床中の 261 床・一般病床 243 床、精神病床 18 床）を北里大学東病院から北里大学病院に統合する計画もある。

2 対象病院

(1) 北里大学東病院

所在地 相模原市南区麻溝台 2 丁目 1 番 1 号
 主な医療機能 神奈川県精神科救急医療システム基幹病院、相模原市認知症疾患医療センター、小児在宅支援センターや心臓二次予防センターなど
 許可病床 413 床（一般 303 床、精神 110 床）

(2) 北里大学病院

所在地 相模原市南区北里 1 丁目 15 番 1 号
 主な医療機能 特定機能病院、救命救急センター
 許可病床 1,033 床（一般 1,033 床）

3 移動計画の概要

(1) 病床種別

	病床種別	H30. 7 月	増減	H32. 4 月
		病床機能報告(暫定値)		床
北里大学病院	一般	1,033	60	1,093
	精神	0	42	42
	計	1,033	102	1,135
北里大学東病院	一般	303	△ 60	243
	精神	110	△ 42	68
	計	413	△ 102	311

一般 60 床、
精神 42 床、
計 102 床の
病床移動

(2) 病床機能

	病床機能	H30. 7 月	増減	H32. 4 月
		病床機能報告(暫定値)		床
北里大学病院	高度急性期	584	0	584
	急性期	449	0	449
	回復期		40	40
	慢性期		15	15
	休床等		5	※ 5
	計	1,033	60	1,093
北里大学東病院	高度急性期		0	
	急性期		0	
	回復期	46	△ 40	6
	慢性期	102	△ 15	87
	休床等	155	△ 5	150
	計	303	△ 60	243

一般病床に
係る病床機
能の変更は
ない

※小児在宅
支援(医療型
短期入所サ
ービス)とし
て使用

4 本県における病床の移動に係る基本的な考え方

- 本県では、「病院等の開設等に関する指導要綱（以下「要綱」という。）」により、病床整備に関する取扱いを定めており、必要に応じて保健医療計画推進会議等において、事前協議を行っている。
- 一方、すべての病床整備を事前協議の対象とするのではなく、要綱第7条で病床の事前協議の適用除外を定めており、同条第1項第3号では、「同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合であって、病床数の増加を伴わないとき」には事前協議を要しないこととしている。

5 対応（案）

- 本件に係る一般病床の移動は、要綱第7条第1項第3号の「同一の二次保健医療圏内において、同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合であって、病床数の増加を伴わないとき」に該当しており、仮に病床が過剰であっても適用除外として病床の移動を認めている。
- 一方、精神病床については、医療機関が偏在し、身近な地域での受入体制の確保が困難な地域もあることから、全県を1医療圏としている。このため、要綱第7条第1項第3号の「同一の二次保健医療圏内」の規定をどのように解釈するかが課題となる。
- こうした中、県内を1医療圏であることを前提に精神病床の移動を認めないとなると、少なからず、地域における精神医療の提供体制が弱体化する恐れもある。
- また、当該病院は精神科救急を担う医療機関であり、県保健医療計画では、精神科救急の受入体制を充実させることとしており、同計画に反する取扱いとなる。
- 加えて、本件は、病床を移動するものであり、病床機能の転換は伴わない。
- 以上のことから、本件は、次のとおり要綱に基づく適用除外として取り扱うこととする。

精神病床の移動の取扱い

- ・ 本件は、病床機能の転換を伴うものではないため、地域の精神科医療への影響に配慮し、精神病床及び一般病床の移動をそれぞれ要綱第7条に定める事前協議を要しない取扱い（適用除外）とする。

参考 今後の日程

時期	協議及び許可手続き
2/7（木）	保健医療計画推進会議（書面協議）
2/14（木）	書面協議取りまとめ
2月下旬	開設許可事項の変更にかかる許可申請 開設許可事項の変更許可
3/14（木）	医療審議会（報告）

今回の病床移動後の北里大学病院への病床統合について

1 平成 37 年（2025 年）までの間の移動計画に係る取扱い

- 平成 37 年（2025 年）までの間の移動（北里大学東病院に残る 261 床の移動）については、今後、地域医療構想調整会議等における協議を踏まえ、計画内容を確定することを考慮し、将来構想として情報共有は図るが、病床機能の転換を含む移動であるため、保健医療計画推進会議における協議の対象としないこととし、今後、地域医療構想調整会議において議論を進め、改めて協議することとする。

2 移動計画の概要（情報共有）

- 平成 37 年（2025 年）までの間の病床移動のイメージ

ア 病床種別

	病床種別	H32. 4 月		H37 構想 イメージ
		床	増減 床	
北里大学病院	一般	1,093	243	1,336
	精神	42	18	60
	計	1,135	261	1,396
北里大学東病院	一般	243	△ 243	0
	精神	68	△ 18	50
	計	311	△ 261	50

一般 243 床、
精神 18 床、
計 261 床
の病床移動

イ 病床機能

	病床機能	H32. 4 月		H37 構想 イメージ
		床	増減 床	
北里大学病院	高度急性期	584	△ 44	540
	急性期	449	284	733
	回復期	40	3	43
	慢性期	15	0	15
	休床等	5	0	※ 5
	計	1,093	243	1,336
北里大学東病院	高度急性期		0	
	急性期		0	
	回復期	6	△ 6	0
	慢性期	87	△ 87	0
	休床等	150	△ 150	0
	計	243	△ 243	0
計	高度急性期	584	△ 44	540
	急性期	449	284	733
	回復期	46	△ 3	43
	慢性期	102	△ 87	15
	休床等	155	△ 150	5
	計	1,336	0	1,336

現段階では一般の病床機能の変更をイメージしているが、今後、地域での調整を踏まえて確定させる。

※小児在宅支援（医療型短期入所サービス）として使用